

公的研究費に係る不正防止計画

制定 平成 27 年 3 月 31 日
農業総合試験場長通知

1 趣旨

本計画は、「公的研究費の取扱いに係る基本指針」（平成 27 年 3 月 31 日施行）第 8 条第 3 項に基づき、農業総合試験場（以下、「試験場」という。）における不正行為を発生させる要因に対応する取組みを定めることにより、構成員の意識を高め、公的研究費による研究の不正防止を目的とする。

2 物品の発注・納品・検収体制について

- (1) 「会計事務の適正な執行の徹底」（平成 19 年 7 月 9 日付け 19 出管第 142 号出納事務局管理課長通知）及び「物品購入の納品検査等に係る事務処理の見直しについて」（平成 23 年 3 月 31 日付け 22 出管第 333 号出納事務局管理課長通知）に基づき、物品購入に係る納品検査については必ず管理部の検査職員に加えて、他の職員が立ち会い、複数で実施する。
- (2) 切手等については、愛知県財務規則第 110 条に基づき、出納簿へ記帳するとともに、交付に際しては受領印を徴す。また、パソコンなど換金性の高い物品については、公的研究費で購入したことを明示するとともに、愛知県財務規則第 118 条に基づき適正に管理する。
- (3) データベース・プログラム・デジタルコンテンツの開発又は作成や機器の保守点検などに関する検査は、愛知県財務規則第 143 条に基づき、検査職員による確認を行うと共に検収担当者による現場確認を行う。
- (4) 試験ガス、オリゴ DNA 等、研究員が直接発注を行う場合には、発注の際の電子メールや FAX を管理部会計課の担当者に遅滞なく送付する。
- (5) 前年度、年間 100 万円以上かつ 10 回以上の取引のある業者に対し、最高管理責任者宛てに誓約書（様式 1）の提出を求める。

3 人件費・賃金に係る勤務状況の管理について

- (1) 臨時雇用職員を雇用する場合は、「臨時雇用職員の雇用、給与等に関する取扱い要綱（昭和 48 年 3 月 28 日 48 人第 134 号副知事依命通達）」に基づき行うものとする。
- (2) 臨時雇用職員の管理については、年度当初に事業別年間雇用計画書を策定すると共に、出勤確認簿を作成することにより、勤務実態を確認する。
- (3) 臨時雇用職員の出勤確認は出勤確認簿により行う。管理部管理課は、毎月出勤確認簿の提出を求め、必要に応じて勤務実態を確認する。
- (4) 公的研究費によって雇用された臨時雇用職員の業務については、作業日誌を

作成することにより、作業内容と事業との関連を明らかにする。

4 旅費について

- (1) 公的研究費による出張は、職員等の旅費に関する条例に基づいて行うものとする。
- (2) 公的研究費によって出張した場合には、用務内容、訪問先、面談者等が確認できる復命書又は会議状況報告書を作成する。試料のサンプリング等会議以外で出張した場合には、委託元の求めに応じ、サンプリングした試料のデータ等の記録を残す。
- (3) 出張後の復命書又は会議状況報告書には、事業との関連性を記述すると共に、会議資料やプログラム、学会要旨など出張で得られた資料を添付する。

5 執行状況の把握について

- (1) 適正な執行を行うため、研究担当者は執行計画を立て、研究室長に報告する。
- (2) 研究室長は、四半期ごとに、執行計画に沿って計画的に予算執行が為されていることを確認し、部所責任者に報告する。
- (3) 研究費の経理状況を確認するため、最高管理責任者が任命した職員によって定期又は抜き打ちの内部監査を行う。

6 研究データの保存・開示について

- (1) 公的研究費による研究に関する研究データは、当該研究を行った研究室で5年間保存しなければならない。また、研究発表に用いたデータについては、発表後、5年間保存する。
- (2) 保存したデータは必要に応じ開示しなければならない。

7 コンプライアンス教育の実施について

- (1) コンプライアンス推進責任者は、「公的研究費の取扱いに係る基本指針」第8条第5項に基づき、構成員を啓発するためのコンプライアンス教育を実施し、受講状況及び受講内容の理解度をアンケート等によって把握する。
- (2) コンプライアンス教育を行った後、研究担当者は誓約書（様式2）を最高管理責任者宛てに提出する。

8 その他

上記の他、随時、必要に応じて不正防止対策を進める。また、継続的に不正防止計画の見直しを行う。

取引に関する誓約書

平成 年 月 日

愛知県農業総合試験場長 殿

所在地

社 名

代表者

印

当社は、愛知県農業総合試験場との取引において以下の点を誓約します。

1. 愛知県財務規則等を遵守し、架空の取引及び書類の改ざん等の不正に関与しません。
2. 愛知県農業総合試験場が実施する内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。
3. 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議を申し立てません。
4. 愛知県農業総合試験場の職員から不正な行為の依頼等があった場合には、告発窓口に通報します。

公的研究費による研究の実施に関する誓約書

平成 年 月 日

農業総合試験場長 殿

所 属 :

職・氏名 : 印

私は、公的研究費による研究を行うにあたり、以下の事項について誓約します。

1. 公的研究費による研究業務の実施に当たっては、「愛知県農業総合試験場研究員等の行動規範」、「公的研究費の取扱いに係る基本指針」等を遵守するとともに、「公的研究費に係る不正防止計画」の内容を理解し、遵守します。
2. 公的研究費を適切に執行・管理するよう努めるとともに、不正使用を行わないことを誓います。
3. 公的研究費による研究に関し、データや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用などの特定不正行為を行わないことを誓います。
4. 「公的研究費の取扱いに係る基本指針」等に違反して不正行為を行った場合は、愛知県及び配分機関の処分（懲戒処分、研究費等の返還等）及び法的な措置（刑事告発等）を受けることを承知します。